

厚生労働省発職高 0 3 3 1 第 1 号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法（平成 1 1 年法律第 9 7 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 3 年 3 月 3 1 日

厚生労働大臣 細川 律夫

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者雇用納付金制度における一部の助成金の廃止

障害者雇用納付金制度における障害者介助等助成金のうち第二十条の二第一項第二号トに該当する措置を行う事業主に対して支給するもの及び重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金のうち第二十二條第一項第一号に該当する事業所の事業主に対して支給するものについて、廃止すること。

第二 障害者職域拡大等研究調査の廃止

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の行う障害者職域拡大等研究調査について、廃止すること。

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。